

法務省における法教育についての取組み

これまでの取組み

◎法教育研究会を発足（平成15年7月）

- 法曹関係者、教育関係者、その他の有識者により構成
- 我が国における法教育の在り方などについて協議

◎法教育研究会「報告書」の作成（平成16年11月）

- 法教育の在り方や普及・発展の必要性についてのとりまとめ
- 目指すべき法教育の内容を具体化した4つの教材例（中学3年生を対象）

①ルールづくり

法やルールの基本となる考え方を学ぶ

②私法と消費者保護

契約を通して私的自治の考え方を学ぶ

③憲法の意義

憲法及び立憲主義の意義を生活に関連付けて学ぶ

④司法

裁判が果たす役割を学ぶ

これからの取組み

◎現在の学習指導要領と法教育の関係の整理

- 法教育の位置づけを提言するため、有識者により構成された協議会を開催（法教育推進協議会）
- 教育的観点・法学的観点など多角的に法教育について検討（同上）

◎学校教員及び法律実務家への法教育の周知

- 上記4教材を用いた授業実践を検証（法教育推進協議会）
- 教材の解説書の作成（法教育推進協議会教材改訂検討部会）
- パンフレット作成
- シンポジウム実施
- 説明会実施